

大和市告示第118号

大和市おひとりさまの遺贈寄附取扱要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

大和市長 大 木 哲

大和市おひとりさまの遺贈寄附取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おひとりさまによる本市への遺贈寄附（民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく遺言により本市に財産を引き継がせることであって、その遺言執行者を本市が指定するものをいい、以下単に「遺贈寄附」という。）の要件、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 遺贈寄附ができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する一人暮らしの者（第5条第2項の規定による登録後、他の市区町村に転出した者を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 相続財産から遺留分を受ける者（民法第1042条に規定する兄弟姉妹以外の相続人をいう。）がないこと。
- (2) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（第5条第4項において「暴力団関係者」と総称する。）でないこと。

(対象財産)

第3条 遺贈寄附の対象となる財産は、預金債権又は貯金債権（担保に供されている、相殺適状にある等の反対債権のないものに限る。以下「預金債権等」という。）とする。

(登録要件等)

第4条 遺贈寄附を希望する対象者は、あらかじめ次条に規定する手続により市に登録をするものとする。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）の要件は、遺言の内容が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 公正証書遺言又は法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の規定により法務局に保管された自筆証書遺言による遺贈であること。
- (2) 特定遺贈であること。

- (3) 負担付遺贈でないこと。
- (4) 遺贈の額が1,000,000円以上であること。
- (5) 遺言書に遺贈の対象となる財産のみが記載されていること。
- (6) 本市に遺言執行者の指定を委託すること。
- (7) 遺言執行者の報酬（その他の民法第1021条の遺言の執行に関する費用を除く。）は遺贈寄附の対象財産から支出するものとし、その額は遺贈寄附額の100分の1に相当する額又は110,000円（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）のうち、いずれか高い方の額とすること。
- (8) 前各号のほか、紛争のおそれがないと認められること。

（登録の申請及び審査）

第5条 登録をしようとする対象者は、遺贈寄附登録申請書に遺言書の写しその他市長が必要と認める資料を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定して、遺贈寄附登録承認（不承認）通知書により、当該申請者に通知する。この場合において、登録することを承認したときは、遺贈寄附の内容等について遺贈寄附登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の審査に当たり、申請者から必要な事項を聴き取り、資料の提出を求める等の調査を行い、又は士業を営む者の団体（以下「士業団体」という。）に助言を求めることができる。

4 市長は、大和市暴力団排除条例第3条の基本理念に基づき、遺贈寄附から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、当該申請者が暴力団関係者に該当するか否かの照会を行うことができる。この場合において、当該照会により申請者がこれに該当するときは、第2項の規定による登録を承認しない。

（登録内容の変更）

第6条 前条第2項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、登録後に、住所、氏名、遺言の内容、家族状況、財産状況等の変更があった場合は、市長に対し、速やかに遺贈寄附登録内容変更申請書に変更後の遺言書の写しを添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めた場合は、登録内容を変更し、遺贈寄附登録内容変更通知書により登録者へ通知するものとする。

3 前項の規定による審査については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（登録の取下げ）

第7条 登録者は、登録の取下げを希望する場合又は対象者の要件を満たさないこととなった場合は、市長に対し、速やかに遺贈寄附登録取下げ届を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その登録を取り消すものとする。

(登録状況等の調査及び報告)

第8条 市長は、必要と認める場合には、登録者の状況及び遺言書の内容について調査し、又は登録者に報告させることができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が対象者の要件を満たさず、又は登録内容が第4条第2項に規定する要件を満たさないことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遺贈寄附登録取消通知書により、登録者に通知するものとする。

(遺言執行者の選任)

第10条 市長は、登録者が死亡した場合は、速やかに士業団体へ遺言執行者の選任を依頼するものとする。

2 士業団体は、前項の依頼を受けたときは、速やかに所属する会員から適当な者を選任し、これを市長に通知するものとする。

(遺言執行者の指定)

第11条 市長は、前条第2項の規定による士業団体からの選任通知を受けたときは、その者を当該登録者の遺言執行者として指定し、その旨を士業団体に通知するものとする。

(遺言の執行)

第12条 登録者の遺言の執行は、前条の規定により指定された遺言執行者（以下この条において「指定遺言執行者」という。）が行うものとする。

2 指定遺言執行者による市への寄附の手続は、遺贈寄附の対象とされた預金債権等を換価処分して現金化した上で、大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の規定に基づいて行うものとする。

3 市長は、登録者の遺言の執行の状況について、指定遺言執行者又は士業団体に対し報告を求めることができる。

4 指定遺言執行者は、遺言の執行業務が終了したときは、市長及び士業団体に報告するものとする。

(遺贈寄附の放棄等)

第13条 市は、次の各号のいずれかに掲げる場合、原則として、登録者の遺贈寄附を受け入れな

いものとする。

(1) 登録者の遺言の執行後に、登録者の財産状況、家族状況等が登録内容及び遺言の内容と異なるものであって、第4条第2項に掲げる登録要件を満たさないことが判明した場合

(2) その他登録者の遺言に沿った執行ができないと市長が認めた場合

2 前項の規定により遺贈寄附を受け入れない場合、市長は、当該遺贈寄附の放棄に関する手続を行うものとする。

(様式)

第14条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表（第14条関係）

番号	名称	関係条文
第1号様式	遺贈寄附登録申請書	第5条
第2号様式	遺贈寄附登録承認（不承認）通知書	第5条
第3号様式	遺贈寄附登録台帳	第5条
第4号様式	遺贈寄附登録内容変更申請書	第6条
第5号様式	遺贈寄附登録内容変更通知書	第6条
第6号様式	遺贈寄附登録取下げ届	第7条
第7号様式	遺贈寄附登録取消通知書	第9条